

建設経済の最新情報ファイル
RICE monthly
RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 83

96 1

CONTENTS

I.	アメリカの社会資本に対する支出の動向	1
II.	建設国際フォーラム講演会（平成7年度第3回） の開催について	5
III.	第6回日韓ワークショップ（その1） —公共建設市場における官民協力—	8
IV.	米国事務所から —10月の建設契約額統計— —10月の住宅着工統計—	20



財団
法人

建設経済研究所

RICE

〒105 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

住友新虎ノ門ビル7F

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

保存用

I. アメリカの社会資本に対する支出の動向

本レポートは、1980年以降のアメリカの社会資本に対する支出、とりわけ基盤インフラへの支出がどのように推移してきたのかを概観したものである。

1981年、アメリカでは「荒廃するアメリカ」という論文が発表された。それは「社会福祉などの消費的支出が増大し、公共基盤施設への投資的支出が抑制されたことにより、道路をはじめとする基盤インフラの老朽化が生産性の低下をもたらし、将来的には後の世代に大きな禍根を残すこととなる。これを避けるためには、公共施設の再建はなんとしても進めなければならぬ課題である。」というものであった。ここでの道路をはじめとする公共施設や社会資本を論ずる視点は長期的視野に立ったストック効果である。同書によってアメリカの社会資本に対する問題提起がなされて10年以上が経過した。以下では、その後の基盤インフラに対する支出がどのように変わっているかを検証していく。

道路、航空輸送、水上輸送、下水処理施設、廃棄物処理、上水道施設、公共交通の7項目（以下基盤インフラ）のGDPに対する支出の割合は85年を底に増加する傾向にあることが見てとれる（図1）。この85年は PUBLIC WORK IMPROVEMENT ACT of 1985 の成立により大統領の諮問委員会により社会資本の弱体化に対する検討が始まった年であった。ところでその支出は新規建設投資支出と、維持修繕に対する支出に分けることができる。

まず、新規建設投資についてみてみよう。全政府直接支出に占める全政府資本支出の割合は低下傾向にある（図2）。この財政に占める資本支出の低下は福祉関係予算等消費支出の増加が原因と思われる。しかし、直接支出に占める基盤インフラへの新規建設投資支出は下げ止まっており（図3）、全政府資本支出に対する基盤インフラへの新規建設投資の割合も85年を底に回復しつつあるようである（図4）。85年までは低下傾向にあった社会基盤に対する投資はわずかではあるが増加傾向にあるといえる。

それに対し、社会資本支出総額と新規建設投資支出の差額、すなわち維持修繕支出は著しく増加している（図5、図6）。この維持修繕に関わる支出

の急速な伸びが社会基盤支出／GDPの比率増加の原因であるということができる。

この社会基盤インフラに対する支出の内訳によると新規建設投資支出対維持修繕支出の割合はおよそ4対6となっている。公共部門の限定された範囲ではあるが、この数値は、一般に成熟社会といわれている西欧先進諸国、特にイギリス、フランスと非常に似通っている。逆にこのことからアメリカの基盤インフラは既に成熟段階に入っているということがいえるであろう。これは、アメリカの新規建設投資のうち、民間部門の比率が1970年以降ほぼ常に75%以上を占めていることからもうかがえる。

ただし、社会基盤インフラの維持に対する行政の取り組みは財政の制約の理由からなかなか厳しいというのが現状のようである。ほとんどのインフラの計画・管理といった権限は州・地方政府にある。州・地方政府の担当者によると、州・地方政府予算は議会の承認が必要となるため行政の意図通りにならず、「ある部分についてはよくなっているが、ある部分については悪くなっている。今年は管理している道路延長の5%の維持補修の予算がついているが、これが毎年続くと20年で一巡し適切なレベルを保てるであろうが、これも続くとは限らない。」という回答であった。

アメリカの経済政策は、現在はレーガン政権以降のマネタリストの台頭による金融調節による経済運営がとられているが、以前は、60年代のケネディによる「ニューエコノミックス」、また古くは30年代のルーズベルトの「ニューディール政策」など公共投資を重視したものであった。アメリカは厳しい財政のなか、強いアメリカの時代に築かれたインフラの維持に懸命にあたっているというのが現状であろう。

(担当瀬良)

図1 基盤インフラへの支出／GDP

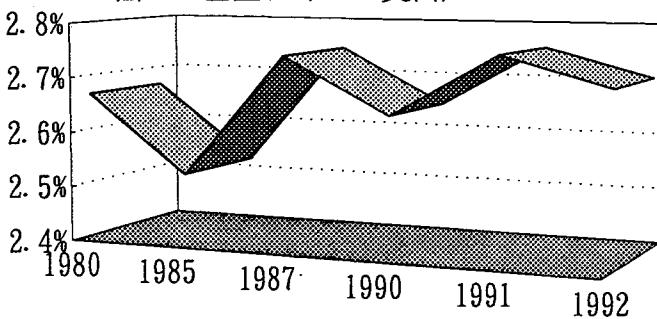


図2 資本支出／直接支出

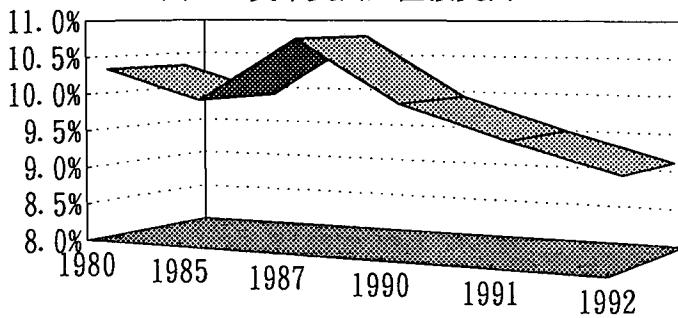


図3 基盤インフラ新規建設投資支出／直接支出

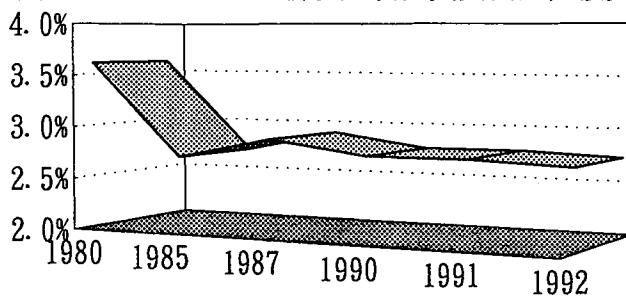


図4 基盤インフラへの新規建設投資支出／資本支出

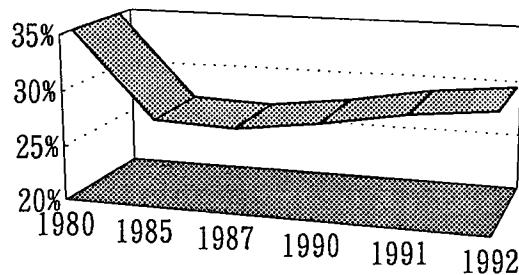


図5 基盤インフラへの支出：新規建設投資と
修繕維持支出

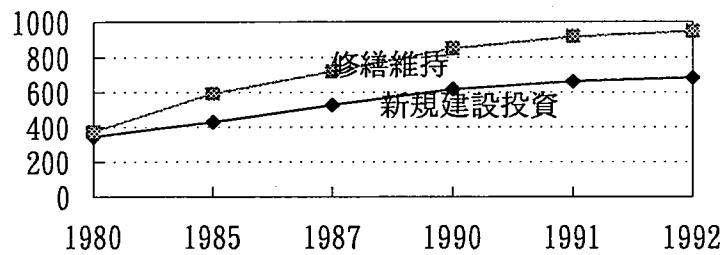
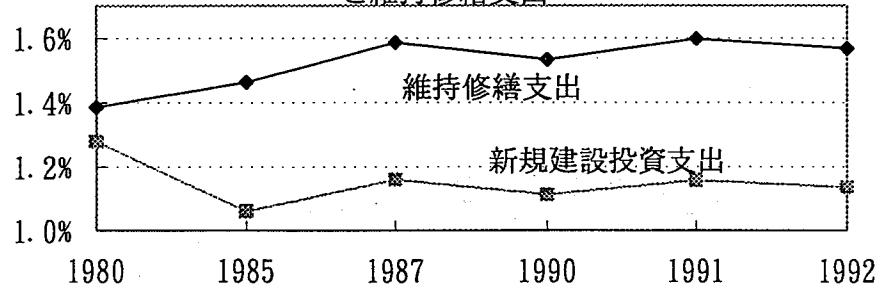


図6 GDPに対する基盤インフラの新規建設投資支出
と維持修繕支出



II. 建設国際フォーラム講演会（平成7年度第3回）の開催について

建設国際フォーラムとは、建設行政に関連する者が、国際的な動向に関する見識を深める目的で設けられたもので、内外を問わず各界の有識者をお招きし、建設行政に関連する国際的視点からの講演を開催してきている。

平成7年11月30日に本年度第3回の講演会が行われた。当日は、シンガポール建設産業開発庁ビジネス開発部長 ロー・チン・ミン氏をお招きし、シンガポールの建設産業の課題と今後の方向についての報告がなされた。その講演の一部の要旨を紹介する。（講演全体の概要については、本年度末に当研究所「国際化に関する調査研究報告書」に掲載予定。）

- ・シンガポールの建設工事発注高は120億シンガポールドル（1ドル＝70円程度）となる予想で、過去最高になる見込み。
- ・シンガポールの今年の経済成長率は6～8%の見込み。
- ・シンガポールの経済政策は海外に対しオープンで、価格による自由競争を行わせ、これによりローカル企業の競争力が促される。
- ・シンガポールでは、建築士、プロフェッショナルエンジニアは登録が必要。それぞれ登録業務を行うボード（Board, 一種の行政機関）がある。
- ・コンサルタント会社には建築士やプロフェッショナルエンジニアがいることが必要。
- ・建設会社に許可制度はないが、公共事業を受注するためには建設産業開発庁に業者登録が必要。この登録制度は内外企業に無差別である。
- ・建設工事の施工は外国人労働者に依存している。タイ、バングラディッシュなどからが多い。雇用者は、熟練労働者の場合は毎月100ドル、非熟練労働者の場合には毎月140ドルの雇用負担金を払う必要性がある。
- ・建設資材はほとんど輸入している。例えば砂などは100%をマレイシアやインドネシアから輸入している。
- ・建設産業開発庁に登録している建設会社は4,200社。2,000社がゼネコンで

その他が専門工事業である。登録は工事種別、すなわち、一般建築、土木、杭打ち、その他に分かれている。また、受注できる工事規模別に8つのグレードに分かれている。

- ・建設業の施行技術の向上に関しては、C O N Q U A S (Construction Quality Assessment System, 建築クオリティの評価制度) がある。これは、各社ごとに最近の大規模な3事業について施工の質を評価するもので、点数が高いと入札の際に価格面で有利になるボーナスが与えられる。はじめは建築だけであったが、1993年には土木にも導入された。なお、同様な制度が香港でも導入された。
- ・I S O 9000は1991年に導入がアナウンスされ、実際に92年に導入された。対象は政府機関、デベロッパー、コンサルタンツ、建設会社、工場である。1999年には、建設業者登録のグレードであるG 6 (1,000万ドルまでの工事が受注可能)、G 7 (3,000万ドルまで) 及びG 8 (上限なし) の業者は、I S O 9000を取得していないとG 5の扱いとなり、大規模な公共工事が受注できなくなる。
- ・今後の重点施策として、生産性の向上、ビルダブル・デザインの普及、新規技術の開発、デザインのサポート（コンピューターアーキテクチャ）などをあげることができる。
- ・懸念事項としては、熟練の度合が低いこと、生産性が先進国より低いこと、質の向上が必要なこと、建設資材の輸入の安定化である。資材については、日本からの資材輸入船が1隻遅れただけで資材価格が上昇するといった状況にある。
- ・今後発展させるべきキーエリアとしては、生産性と質、デザインアンドビルドの契約そして建設情報がある。建設情報については、C O R N E T という情報ネットワークシステムがあり、建設会社と不動産会社が加入対象となっている。許可申請、サービスの調達については準備中である。
- ・VISION FOR 2004 (2004年までの目標) として、
 - (1) 労働力については、コアの有資格者の育成を。
 - (2) 現場の生産性については、今の日本のレベルに。
 - (3) プレハブ率を現在の6%から15%に高める。
 - (4) 質、安全、整頓の水準を先進国並みに。
 - (5) 公共事業の30%をデザインアンドビルドに。
 - (6) I S O 9000の取得企業を300社に。

- (7) トップクラスの建設会社のうち中心的なものについて国際的な競争力を。
 - (8) サブコンを十分発達させ自覚を持たせる。
- ・シンガポールの建設工事の60%は公共工事であるので、新規制度をまず公共工事に導入すると民間工事にも自発的に導入される状況である。

(担当 滝澤)

III. 第6回日韓ワークショップ（その1） ——公共建設市場における官民協力——

昨年11月30日に、第6回日韓建設経済ワークショップが開催された。韓国側の発表用メモを入手したので、その内容を紹介する。今月はその中から、国土開発研究院の研究委員である金義塚氏のメモを翻訳・掲載する。

1. 韓国の社会間接資本投資財源調達方案

1.1 1962年以降推進された韓国の経済開発計画において投資優先順位が最も高い部門は、社会間接資本投資部門で産業化の必要条件として認識されている。

- しかし、1980年代中盤に社会間接資本施設（Public infrastructure facilities）に対する超過需要が発生し、これは国家の持続可能な成長にとって支障となった。
- 現在、社会間接資本拡充において最も重要な問題は“如何にして必要な投資財源を調達するか”である。

1.2 '93年及び'94年の韓日建設経済ワークショップで論議されたように、投資財源調達方案は租税負担の増大、国公債発行の活性化、民間資本活用等大きく3つに区分される。

- 公共性が強く、外部効果を誘発する施設の建設及び運営費用は国家財政により充当すべきである。
- 1994年の韓国の租税負担率は約20%水準で、日本の24%、米国の29%、英国の32.9%、ドイツの36.8%よりも多少低い。
- 國際比較において現れたように、租税負担率を増大させる余地は十分にあると考えられる。
 - ・ 税収増加をもたらし得る税目としては、所得税のうち譲渡所得税、自営業者に対する所得税、財産税のうち土地超過利得税、地方税のうち財産課税等がある。
- 一方、物価政策によって公共施設使用料は施設の建設及び運営費用を

全て充当できる水準まで引き上げることができないが、部分的に上向き修正して不必要的施設利用を抑制し、資源配分の効率性を高めることは期待できる。

※ 国公債の場合、長期事業に対する財源調達方案として非常に適合している。

しかし、現在の低い国公債収益率では、短期償還及び未成熟な債券市場条件等により、国公債発行が活性化されにくい。

1.3 過去において全ての国家の公共施設は、政府が財源を調達して運営するものと認識された。しかし、最近公共部門の参与が果たして効率的であるかという問題点が今回は提起されている。

- 即ち、政府介入は常に望ましいと言うわけでもなく、むしろ政府の失敗という逆効果を誘発することもあり、また全ての公共事業に対する政府の参与は究極的に大規模な政府の財政赤字をもたらす。

1.4 原則的に民間部門が公共事業に参与して資源配分の効率性を増加させることができれば、その事業は民間部門による運営がなされなければならない。

- 民間部門の場合、社会間接資本事業は建設や設備投資事業とは全く異なる特性を持っている。

- ・初期段階における大規模の投資が必要である。
- ・収益が漸次的に発生する。
- ・財政的、法的体系が非常に複雑である。
- ・不確実性と危険度が非常に高い。

- 従って、民資維持政策が成功するためには民間部門、公共部門、そして金融機関の間で適切な危険分担がなされ、収益性はある程度高くなければならない。主要危険要素を整理すれば次の通りである。

・技術・設計危険

意図通りに施工できない場合、非経済的に運営される場合、新技術が誤って適用される場合など

・完工・施工危険

建設費の上昇、施工期間の延長

・運営危険

需要が予想より低い場合、投入費用が非常に高かったり投入費用の回収が困難な場合

- ・環境危険
- ・財務及び市場・価格危険
- 予期しなかった競争要素がある場合
- ・政治・国家危険
- 為替差損、利子率上昇、地方自治団体の非協調等

2. 社会間接資本施設に対する民間協力に対する概要

- 2.1 過去において「都市鉄道法」、「私道法」、「航空法」、「産業立地及び開発に関する法律」等により、1968年以降1993年まで道路、鉄道、港湾部門等93事業、3兆3,589億ウォンについて民資誘致が実現された。
- 主として民間部門が専用的に使用することができる港湾や収益性の高い駅舎施設を中心に民資誘致が集中的に実現された。

<表1> 民資誘致現況(1968年以降)

部門	件数	事業費 (億ウォン)	備考
道路	6	1,321	仁川高速道路、元暁大橋、九徳トンネル等
鉄道	12	8,244	清涼里駅等、民資駅舎
港湾	52	15,394	釜山及び光陽港コンテナ埠頭等
貨物基地	4	4,719	儀旺及び梁山ICD及び複合貨物ターミナル
空港	16	3,200	金浦国際線ターミナル等
発電所	3	891	蔚山火力等
計	93	33,589	

資料：経済企画院

- しかし、大部分の法律で民間事業施行者に対する租税及び金融支援事項が不十分であった。
- 従って、民資誘致を活性化するためには強力な政府支援と民間部門の自律性を伸ばす方向に制度を整備しなければならないという必要性が台頭した。

2.2 民間部門の投資財源と効率性を社会間接資本の建設及び運営に導入す

るために1993年に地域均衡開発法、1994年には民資誘致促進法を制定した。

- 地域均衡開発法の民資誘致対象事業は、広域開発事業、複合団地開発事業、都市計画事業等、地域開発事業である反面、民資誘致法の対象事業は、交通、水資源、電力等、社会間接資本施設である。
- 本論文では民資誘致法を中心に民資誘致政策を検討する。

2.3 民資誘致促進法によると民資誘致審議委員会で毎年民資誘致基本計画が提案される。

- 民資誘致基本計画は3年間の期間を対象として毎年補完・変更される。
 - ・民資誘致政策方向、事業施工者の選定基準と方法、無償使用期間の設定方法と使用料決定方法、付帯事業の範囲、政府の支援事項等、一般指針と事業目録で構成される。
- 中央政府は過度の民資事業の実施により設備投資が低下し、建設景気が過熱することを防止するために、民資事業の総量規模を設定する。
 - ・一般的にG N P 対比1%とする。

<表2> 1995年の建設計画

機 関	計 画	費用(10億ウォン)
中 央 政 府	天安 - 論山高速道路	941.2
	東西高速電鉄	3,861.1
	大邱 - 大同高速道路	1,228.5
	釜山 - 金海軽量電鉄	492.5
	ソウル - 河南軽量電鉄	198.1
	首都圏新空港高速道路	1,187.6
	首都圏新空港施設	164.5
	京仁運河	491.3
	仁川港総合旅客施設	200.0
	木浦新義港多目的埠頭	120.0
地方自治団体	巨済 - 加徳島 - 釜山大橋	697.6
	京仁迂回道路	156.5
合 計		9,738.7

- 1995年の民資事業は、社会間接資本の部門別長期計画と個別事業の妥当性調査結果を土台にして選定。
 - ・民資事業に対する政府の経験が不足しているため今年は少数の民資事業だけを選定。

2.4 主務部署は民資誘致基本計画の内容を勘案して事業別民資誘致施設事業基本計画を作成。主要な内容は次の通り。

- 事業の概要：事業規模、事業予定地域の範囲及び位置、投資所要、建設期間、適用技術等
- 事業施行者（franchiser、事業者として決定された者）の資格に関する事項：事業施行者の構成、施設の運営、能力、経験、財務能力等
- 事業の収益性に関する事項：需要推定、料金水準等、事業に対する概略的な経済性評価
- 付帯事業の許容範囲及び運営指針
- 政府の支援等
 - ・租税、負担金減免及び金融支援、土地需要やその他手続上の議題事項等
 - ・所有権帰属原則の例外を規定する場合その内容
 - ・施設の管理、運営に関する事項等
- 事業施行者の選定方法：事業計画書の評価要素と主要な評価基準
- 事業計画書の形式、各種様式及び事業計画書の提出期限等

2.5 中央政府、地方自治団体、公企業等、公共部門は民間部門と第三セクターを形成して民資事業に参与することができる（即ち公共部門単独では参与不可能である）。

- 外国法人は国内法人と同一な資格を保有する。但し、鉄道運営と電力部門は除く
- 事業施行者指定方法は、下記の2つのうち主務官庁が選択する。
 - ・施設事業基本計画で提示した資格要件に符合する事業申請者を対象とし、公開競争により指定する方法
 - ・事前資格審査を経て少数の事業申請者の中から主務官庁が協議の方式により最も適合した条件を提示する者を事業施行者として指定する方法

- ・単独の事業申請者だけの場合にも協議による事業施行者指定が可能。
- 一般的な事業施行者選定基準は次の通り。
 - ・事業施行者の構成：事業施行者の構成形態等
 - ・事業計画の妥当性：事業費の規模、建設期間、建設立地、施設の内容等
 - ・資金調達計画：自体資金調達能力、借入金調達能力等
 - ・事業の経済性：使用料、使用量、無償使用期間、付帯事業の規模等
 - ・用地確保計画：用地の確保程度及び確保計画の妥当性
 - ・工事時の適用技術：最低要求技術水準の充足度及び最新工法の適用の可否等
 - ・施設の管理能力：施設の維持、保守計画の適正性、管理、運営計画の適正性等
 - ・社会的便宜に対する寄与度：施設利用者等に対する便宜提供程度
- しかし主務官庁は事業の特性により評価項目を適正に調整することができ、評価項目に適正な加重値を付与して評価することもできる。
- 民間の提案が主務官庁の施設事業基本計画に反映される場合、主務官庁は、提案の独創性が認められる場合に限って全体評点の5%以内で加点を付与することができる。

<表3>民資誘致事業推進手続

段階	財政経済院	主務部署	事業申請者	事業施行者
1	民資誘致基本計画作成			
2		→ 施設事業基本計画作成		
3			事業計画書提出	
4			事業施行者選定と 事業計画承認	←
5				→ 実施計画提出
6		実施計画承認		←
7				→ 工事施工
8		竣工検査		←

2.6 民資誘致対象事業は、施設の所有権、支援事項、付帯事業の許容等により第一種施設と第二種施設に分けられる。

- 第一種施設は公共性が強い社会間接資本施設で、道路及び道路付属物、鉄道、都市鉄道、港湾施設、空港施設、多目的ダム、水道、下水道及び最終浄化処理場、河川付属物、漁港施設、廃棄物処理施設、電気通信施設等12施設。
 - ・第一種施設は竣工と同時に国家又は地方自治団体に帰属する代わりに事業施行者は総事業費内で無償で使用することができ、社会間接資本施設管理運営権を設定することができる。
- 第二種施設としては電源設備、ガス供給施設、集団エネルギー施設、電算網、流通団地、倉庫及び貨物ターミナル、総合旅客施設、観光地及び観光団地、路外駐車場、都市公園、排水最終浄化処理場、畜産排水凈化施設、観光地及び観光団地、生活体育施設、青少年修練施設、図書館、博物館及び美術館など18施設があり、事業施行者に施設所有権が認められる。
- 無償使用期間は施設の竣工のために投入された総事業費が施設の運営で得る純収益と付帯事業の運営で得る純収益の合計と一致する時点までとする。
 - ・一般的に政府が事前に定めている（30年）
 - ・無償使用期間は最長50年を超過することができない。
 - ・事業施行者指定時に決定された無償使用期間は、原則的に変更することができない。但し、竣工時の総事業費が事業施行者指定時と比較して、著しく変動するときには、主務官庁が無償使用期間を指定することができる。
 - ・無償使用期間が終了した後には施設の特性を勘案し、主務官庁等公共部門が管理したり、公開競争方式により民間に運営を委託することができる。
- 使用料は事業施行者指定時に提示された使用料を基礎とし、毎年前年度消費者物価上昇率以内で事業施行者が自律的に決定、申告する。
 - ・但し、施設に対する大需要者がいる場合には供給者と需要者の協議により使用料を決定することができる。
 - ・施設運営のうち利子率が事業施行者指定時点と比較して顕著に格差が

発生する等不可避な場合には、主務官庁は使用料水準を調整することができる。

2.7 財政及び租税支援事項を整理すると次の通り。

- 大規模企業集団に属する企業が、第一種施設の事業施行者に出資する場合、該当出資分に対しては20年以内の期間、出資総額制限規定の適用を排除。
- 10大系列企業群に属する企業が第一種施設事業の施行のために他企業に投資したり、不動産を取得する場合、主取引銀行の承認及び自救努力義務（有償増資、保有株式及び不動産の処分等による所要資金の自体調達）の例外を認める。
- 事業施行者に民資誘致事業施行のための施設材導入用借款を許容する。
- 社会間接資本施設投資用資金調達のための会社債発行については会社債発行物量調整時に製造業に準じて優待。
- 事業施行者が民資誘致事業施行で調整した土地、建物等を譲渡し、発生する所得に対し特別付加税額の50%を減免
- 事業施行者が民資誘致事業に投資するとき投資額の15%を投資準備金として認め、法人税付加時に損金として処理
- 借入金が過多な法人でも事業施行者に直接出資し取得する株式価額に相当する借入金の利子は損金として認められる
- 農地、山林転用負担金は、第一種施設の場合には全額免除
- 国家は、法人の解散を防止するため不可避な場合または使用料を適正水準に維持するため不可避な場合、事業施行者に補助金を交付したり、長期貸付をすることができる。
- 事業施行者に民資誘致事業の施行を促進するために土地収用権を付与することができる。
- 事業施行者は土地買収業務、損失補償業務、移住対策事業等の施行を主務官庁又は関係地方自治団体の長に委託することができる。
- 予定地域内の国・公有財産は施設事業基本計画が告示された日から当該事業外の目的で売却することができないようにし、事業施行者に随意契約で売却することができる。

- 金融機関から民資誘致事業資金の融資を受ける事業施行者の信用を保証するために産業基盤信用保証基金を設置、運営する。
- 2.8 第一種施設の事業施行者は、投資費を補填したり正常に運営するために住宅建設事業、宅地開発事業、都市計画事業、都心再開発事業、工業業、港湾運送事業、大型店・大規模小売店等の付帯事業を遂行することができる。
- しかし、施設の類型及び立地に対して制約が付加されうる。

3. 民資誘致政策の今後の政策方向

- 3.1 投資財源調達負担が比較的に小さい事業から民資誘致で推進される。
- 今年度民資誘致事業の平均投資規模は8,116億ウォンで、全世界の新規民資誘致事業中 $\frac{3}{4}$ が5億未満の投資事業であることを勘案すると多少高いものと判断。*
- * 勿論それぞれの国の経済的な与件が異なるため、直接的に比較するのは難しい点がある。
- 1995年民資誘致事業のように投資規模が大きい場合、民間企業が単一のコンソーシアム形態で参与するため、事業参与者間競争性を誘導することができず事業運営の効率性も低下する可能性がある。
 - ・誘致事業の大型化は地域開発に対する住民の期待欲求を高め、事業が実現化されない場合、地域住民と公共部門間での葛藤が予想される。
- 3.2 国内の投資率が貯蓄率を上回っており、制度的に外資導入が非常に難しい。従って投資財源負担が小さい地方道路と港湾などを中心とした民資誘致政策樹立が必要である。

<表4>世界の新規民資誘致事業の投資規模

(単位:億ドル、1994年9月)

投資規模 施設		1未満	1~3 未満	3~5 未満	5~10 未満	10~20 未満	20~30 未満	30以上	計
交通施設	道路	5	10	3	6	4		1	29
	鉄道	2	2	1					5
	港湾		1						1
	空港				2				2
	運河	2							2
水資源／環境		8	3	2			2	1	16
電力		19	17	6	6	5	2		55
電話		1							1
計		37	33	12	14	9	4	2	111

資料：世界銀行内部資料

注) 投資費が提示されない事業、ユーロ・トンネルや関西空港等は除く

3.3 1995年の経済成長率は8.9%～9.1%、消費者物価は4.7%上昇するものと予測される。*

* 経済展望において韓国開発研究院(1995)、韓国金融研究院(1995)、現代経済社会研究院(1995)等の結果を利用した。

建設投資は、7.4%～8.0%程度増えるが、これは1994年に比べ3.4%ポイント上昇、設備投資は1994年に比べ16.5%～17.2%の増加だが、1994年より6.4%～6.8%ポイント程度減少する。

- 1996年の経済成長率と物価上昇率はそれぞれ7.5%～7.8%、4.3%～5.2%増加するものと予想される。
- 総固定資本形成増加率は7.6%～8.7%に過ぎず、今年に比べ最小限2.5%ポイント下落するものと推定される。
 - ・設備投資と建設投資はそれぞれ7.8%～9.6%及び7.4%～8.0%程度増加。

<表5> 95年及び96年主要経済変数展望

(単位:前年同期対比、%)

研究機関 経済変数	95年 上半期	韓国開発研究院		韓国金融研究院		現代経済社会研究院	
		95年	96年	95年	96年	95年	96年
経済上昇率	9.8	9.1	7.5~7.8	8.9	7.0	8.8	7.6
総固定資本形成 (建設投資)	14.0	11.7	7.6~8.0	11.2	8.7	11.7	8.2
(設備投資)	8.2	8.0	7.5~8.0	7.4	8.0	7.7	7.4
設備投資	22.0	16.9	7.8~8.1	16.5	9.6	17.2	9.1
消費者物価	4.7	4.7	4.3~4.7	4.7	4.8	4.7	5.2

資料: 韓国開発研究院(1995)、韓国金融研究院(1995)、現代経済社会研究院(1995)

3.4 1996年の経済成長率は低い水準ではないが、民資誘致事業の拡大を通じて経済成長を引き上げる方案を検討することができる。

- 1995年、今年度民資誘致対象事業のうち、来年本格的に施工可能な事業が新空港高速道路事業で、一般的に民資誘致事業の建設期間が最小限3年以上所要する点を勘案すると、1996年の新規民資誘致事業の最大投資規模は11兆5千億ウォン、即ち15億ドル水準に設定される。
- 大韓建設協会(1994年)によると1995年に鉄筋24万トン、セメント150万トン、骨材400万立方メートル程度の在庫が発生するものと推定。従って、来年度の民資誘致事業の実施は建資材需給に大きな影響を及ぼさない。

3.5 現在、民資事業の定常利潤は10%に制限されている。これは<表6>に表されるように、他の国家に比べ多少低い水準である。国内利子率水準が12%程度であることを勘案すると定常利潤幅に対する規制を緩和する必要がある。

- 単独入札の場合、現在と同様に定常利潤を10%に設定
- 競争入札の場合は、事業施行者が定常利潤規模(危険プレミアムを含むことが可能)を自律的に提示し、公共部門はこれを事業計画書の評価に活用。ただし、公共部門は定常利潤の最低保障基準、施設利用料水準、無償使用期間等に対して社会的に許容されうる範囲を提示することが望ましい。*

* 例を挙げると香港政府は民資誘致事業の料金水準を規制する代わりに事業申請者が投資収益率を自律的に提示するようにする。

<表6>世界銀行支援事業の財務的な収益率

(単位: %)

部門\期間	1974~82	1983~92
灌 漑 排 水	17	13
通 信	20	19
交 通 部 門	平 均	18
	空 港	17
	道 路	20
	港 湾	19
	鉄 道	16
電 力	12	11
都 市	...	23
開 発	食 水	7
	上水道	8
	下水道	12
公共投資施設	18	16
世界銀行平均	17	15

資料: World Bank (1994)

3.6 民資事業の支援体系を構築

- 現在わが国の全般的な民資誘致政策を確立し、総括的な業務を担当している中央政府部署としては、財政経済院予算室（間接資本1課）と建設交通部輸送政策室（調整2課）等がある。
 - ・施設別民資誘致計画は各主務部署にて作成。
- 日本の民間都市開発推進機構のように実質的に民資誘致事業に対する公的支援を担当している民資誘致全担機構を設立する必要がある。

(担当 渡辺)

IV. 米国事務所から

今月の米国事務所からのレポートでは、10月の建設契約額統計と住宅着工統計について紹介する。

— 10月の建設契約額統計 —

10月の建設契約額は4%のダウン（WSJ 11/30/95）

マグロウヒル (McGraw Hill) 社ドッジレポートによれば、10月の新規建設契約額は、建設の各3分野が勢いをなくし4%のダウンとなった。

10月の契約額は、季節調整済で9月の3,011.2億ドルから2,897.4億ドルになった。このダウンにより、10月のドッジ・インデックスは9月の116から112になった。なお、昨年10月の同インデックスは116。

住宅建築分野は、これは建設3分野で最大の分野であるが、5つの地域のうち4つの地域で僅かではあるがダウンしたため、1%のダウン。南中部だけが、5%アップを示した。

このドッジレポートは、最近の政府発表の数字が示している、住宅着工が軟化気味であることを裏付けるものとなっている。今週の商務省の発表によれば、10月の住宅着工は、ここ7か月で最大のダウンを示し、前月比3.7%のダウンであった。

しかし、10月の落ち込みは、ここ数か月間の好調の後に続くもので、エコノミストはそう心配するものにはならないと見ている。

「1992年以来、建設業は、時々発生する後退局面に耐える回復力を示してきた。長期的な上向き傾向はここしばらくは続くであろう。」とドッジ社経済担当の副社長 Robert Murray 氏は語っている。

非住宅建築分野は、学校、病院、刑務所等の施設建築の14%ダウンもあって、7%のダウン。非建築分野は、これはハイウェイや橋梁などの公共工事を含んでいるが、3%の落ち込みであった。

— 10月の住宅着工統計 —

10月の住宅着工は大きな伸びのあとダウン、7か月ぶりの大幅ダウンは夏の回復の調整である（WSJ 11/29/95）

商務省の発表によれば、10月の住宅着工は3.7%のダウン。住宅市場がこの夏の驚異的な回復を享受して以来、3か月連続のダウンとなった。

10月のダウンは、ここ7か月で最大のものではあるが、アナリストは一般的に、新築の一戸建住宅や集合住宅建設の今年初めの深刻な低迷状態のあと、数か月続いた住宅建設の急激な伸びの調整にすぎないとみている。

「この落ち込み傾向は、問題のように見えるけれども、そうではない。なぜなら活動水準は、依然、高水準あるからである。」こう語るのは、Chemical Securities Inc. のエコノミスト Sally Kleinman 氏である。「この着工ペースは、建設労働者の雇用がこのまま拡大し、建設支出がアップすることを予想させるものである。」と同氏。

この最新の報告は、景気の伸びは好調なもの、いくぶん減速気味であるという最近のデータと一致するものである。「夏の住宅活動のブームから、秋は抑え気味な状況を歩んでいる。」とトロントにある Ncsbitt Burns Inc. のエコノミスト Sherry Cooper 氏は語っている。

10月の住宅着工は、9月の修正値1,389,000戸からダウンして、季節調整済年率で1,337,000戸。昨年同月比で7.9%のダウンとなった。

アナリストの中には、30年もの固定金利モーゲージレートは低下し続けており、これは通常は住宅着工の上昇要因になるのに、10月の3.7%ものダウンは驚くべきことであるとみる者もいる。「最も金利に敏感な経済分野は、最近の金利低下によっては支えられてはいない。」こう語るのは Donaldson, Lufkin & Jenretteのエコノミスト Marilyn Schaja 氏である。

消費者が景気と住宅購入の資金的な面で充分自信を持っていない一つの現れである。夏の住宅着工における活発さは、金利が上昇していた今年初期の抑制された需要の反発によるものであった。

10月の悪天候も新築住宅着工の妨げとなった。特に、南東部と北中部の州においては異常降雨の連続であった。

建築許可申請数は、これはしばしば、将来の建設活動の予測となるものであるが、0.7%ダウンの1,395,000戸となった。このダウンにもかかわらず、

建築許可申請数の水準は依然として住宅着工数の水準よりも高い。これは向こう数か月の建設活動が好調に推移することを示すものである。

一戸建住宅の着工、それは新築住宅建設の約80%を構成するものであるが、2か月連続の落ち込みで前月比2%のダウン、一方集合住宅は、これは変動の激しい分野であるが、9月は前月比17.5%のダウンであったが、10月は前月比11.2%のアップであった。